

**「博物館の登録に関する規則の一部改正」及び
「博物館の登録基準及び博物館相当施設の指定基準」の設定について（概要）**

1. 趣旨

平成 27 年度より、神戸市教育委員会では、博物館法（（昭和 26 年 12 月法律第 285 号）以下、法という）及び博物館の登録に関する規則（（平成 27 年 3 月教育委員会規則第 7 号）以下、規則という）に基づき、市内の博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定を行ってきました。

令和 5 年 4 月 1 日より法が改正され、博物館に求められる役割の多様化・高度化を踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定が整備されます。これに伴い、以下の規則改正等を行います。

2. 改正の概要

（1）規則改正

①設置主体の要件緩和に伴う様式の改正（規則第 3 条・様式第 2 号）

法改正に伴い、登録博物館の設置主体が、地方公共団体・一般(公益)社団法人・一般(公益)財団法人等に加え、地方独立行政法人・学校法人・株式会社が設置主体として認められます（法第 2 条・第 13 条第 1 項）。これに合わせ、設置主体によって分かれていた登録申請書の様式(様式第 2・3 号)を統合します。

②登録の審査基準・実地調査等の実施（規則第 4 条）

博物館の登録にあたって、博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制や職員の配置、施設及び設備について、教育委員会が審査基準を定めます（法第 13 条第 1 項第 3～5 号、同条第 2 項）。

また、登録の審査、勧告・命令、登録を取り消す場合など必要な場合に、博物館の設置者に対して報告・資料提出を求めること、職員の実地調査が可能な旨定めます（法第 18・19 条）。

③定期報告の義務化に伴う条文・様式の追加（規則第 6 条・様式第 4 号）

登録博物館の設置者は、定期的に教育委員会に対して博物館の運営状況を報告しなければならない（法第 16 条）ため、報告様式(様式第 4 号)を追加します。

（2）博物館の登録基準および博物館相当施設の指定基準（審査基準）

博物館法施行規則一部を改正する省令に示された基準と同じ審査基準とします。（別添 1）

3. 施行予定日

令和 5 年 4 月 1 日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	博物館の登録基準及び博物館相当施設の指定基準
根拠条例・規則名	博物館の登録に関する規則（平成27年3月教委規則第7号）
条 項	同規則第4条
関係条項	「博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)」・「博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「省令」という。）」
該 当 に ○	<p>① 審査基準は（以下・別添）のとおりです。</p> <p>2 審査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。</p> <p>3 以下の条例等の条文により審査します。（審査基準は設けておりません。）</p> <p>4 審査基準は設けておりません。</p>
審 査 基 準	<p>(博物館の登録に関する基準)</p> <p>博物館の登録に関する基準は、省令第19条から第21条までの規定を参酌し、以下のように定める。</p> <p>(1)博物館の体制に関する基準</p> <p>法第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>1. 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。</p> <p>2. 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>3. 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。</p> <p>4. 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)を行う体制を整備していること。</p> <p>5. 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p> <p>6. 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。</p> <p>7. 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。</p> <p>(2)博物館の職員に関する基準</p> <p>法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>1. 前項第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。</p> <p>2. 学芸員が置かれていること。</p> <p>3. 前項第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。</p> <p>(3)博物館の施設及び設備に関する基準</p> <p>法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p>

1. 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
2. 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
3. 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
4. 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(博物館に相当する施設の指定に関する基準)

法第31条第1項の規定により指定する博物館に相当する施設(以下「指定施設」という。)の指定に関する基準は、省令第24条第2項にて準用する同令第19条から第21条までの規定を参酌し以下のように定める。

(1)指定施設の体制に関する基準

省令第24条第1項第2号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1. 当該施設における資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。
2. 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
3. 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
4. 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示(インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)を行う体制を整備していること。
5. 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
6. 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
7. 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

審
査
基
準

(2)指定施設の職員に関する基準

省令第24条第1項第3号に規定する職員の配置に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする

1. 前項第1号の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長等が置かれていること。
2. 学芸員に相当する職員が置かれていること。
3. 前項第1号の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(3)指定施設及び設備に関する基準

省令第24条第1項第4号に規定する施設及び設備に係る基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1. 資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。)並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び

	<p>設備が整備されていること。</p> <p>2. 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>3. 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。</p> <p>4. 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。</p> <p>5. 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。</p> <p>6. 1年を通じて100日以上開館すること。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>設定・最終変更年月日</td> <td>令和5年4月1日</td> </tr> </table>	設定・最終変更年月日	令和5年4月1日
設定・最終変更年月日	令和5年4月1日		
標準処理期間	<table border="1"> <tr> <td>標準処理期間</td> <td>総期間90日（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）</td> </tr> </table>	標準処理期間	総期間90日（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）
	標準処理期間	総期間90日（申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。）	
	<p>〔内訳と機関名〕</p> <p>内訳：受付15日・書類および実地調査45日・登録等公告決裁30日</p> <p>機関：処分機関90日 教育委員会（※文化スポーツ局文化財課）</p> <p>※本事務は、教育委員会の権限に属するものを、文化財課の職員が補助執行しています。</p>		
<table border="1"> <tr> <td>設定・最終変更年月日</td> <td>令和5年4月1日</td> </tr> </table>	設定・最終変更年月日	令和5年4月1日	
設定・最終変更年月日	令和5年4月1日		
作成部局・課・係名	<p>教育委員会（文化スポーツ局文化財課）（電話078-322-5798）</p> <p>※本事務は、教育委員会の権限に属するものを、文化財課の職員が補助執行しています。</p>		